

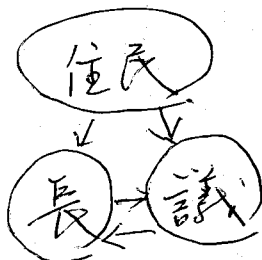
平成27年度

富士北麓広域市町村圏
正副議長会議

議員合同研修会

日時 平成28年1月28日（木）午後2時

会場 富士吉田市民会館 3階小ホール



2016 (平成 28) 年 1 月 28 日 @ 富士北麓広域市町村圏正副議長会議
議員の質問力向上

——「住民自治の根幹」としての議会を作動させる——

山梨学院大学法学部/大学院研究科長 江藤俊昭

teto0717@gmail.com

はじめに——議員の質問力の向上——

- ① 議会・議員不信を取り除く (地方政治の負の連鎖からの脱却→地域民主主義を創り出す) 資料 1
- ② 議会改革の 1 つ (質問だけで住民の福祉向上ができるわけではないが、重要な役割→質問を議会改革に位置づける) 争点情報の共有 (議事録)
- ③ 議員の資質の向上と質問力 (< 熱情、目測能力 (判断力)、結果責任 + コミュニケーション能力 > これらの複合であって、目測能力だけではない)

参考

第 138 条の 2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。→ 首長

第 121 条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし…

1. 質問力を向上させる意味——多くの議会の現状

(1) 「学会会」という批判

- ① 出来レース
- ② 住民は議会に関心を示さない
→ 通告制度をなくせばよいわけではない

(2) 論点が不明

- ① 質問の内容 (数値の確認や、既存計画の説明だけでは意味があるか)
- ② 調査不足 (・ 対案不足)
- ③ 論点がぼける、個別要求だけ、政治信条に終始
- ④ 国や他の自治体の事柄
→ 答弁力の問題もあるが…

(3) 議会の分断に活用

- ① 首長会派・議員の取り込み
- ② 議員間討議の軽視

2. 質問力の向上の論点——自己満足にしないために

(1) 質問の位置——二元的代表制（機関競争主義）の作動——

- ① 議決権限を活かす：最終的には議会だという確信を！（お願いではない！）
 - ② 監視・政策提言は、決議だけではなく、質問でも可能
- 監視機能の重視（監視型質問）、政策提言の重視（政策提言型質問）、および両者

(2) 質問内容を実現するための質問

- ① 目的の明確化
- ② 優先順位、獲得目標の明確化
- ③ 戦術（質問・答弁戦の構想）

(3) 監視型質問の論点——争点化するにあたって

- ① 法令、当該自治体の条例、計画等の理解、他の自治体の動向
- ② 当該自治体の運用（政策、行政組織）
- ③ 問題点の抽出（どこまで提案するか）

(4) 政策提言型質問——争点化するにあたって

- ① 情報収集（国、当該自治体、他の自治体、諸外国の動向）
- ② 総合計画における位置づけ
- ③ コスト（ランニングコストを含めて）、他の政策との関係
- ④ 獲得目標

(5) 通告制度を考える——答弁調整の程度

- ① 問題外の「通告制度」
 - i 職員に書いてもらう
 - ii 全文
- ② 重要な通告制度＝論点の明確にする
 - i 事前調整の意義と限界
 - ii 調整での納得であつても重要な論点であれば質問→公開

(6) 質問を住民の福祉向上につなげるとともに、地域民主主義の向上につなげる

- ① 第一級の争点情報の議論

②議事録に掲載する→第一級の争点情報として収集

3. 質問力向上のための手法

(1) 質問を継続する

① 追跡質問 (青森県佐井村)

② 追跡調査 (議会だより (昭和町、芽室町))

(2) 会期後の総括——反省会 (会津若松市議会等)

4. 「住民自治の根幹」としての議会の作動と質問

(1) 地方政治の誕生

① 地方行政重視の時代から「調整と統合」の政治の重視へ

i 地方分権改革＝地域経営の自由度の高まり→政治の重要性

ii 財政危機＝「あれもこれも」から「あれかこれか」へ→政治の重要性

② 水戸黄門主義の期待？——首長主導型民主主義：首長主導の強調＝議会不信——

i 水戸黄門はいつもいるのか

ii 水戸黄門を求める発想を問う

③ 議会 (議事機関) と首長等 (執行機関) による政策競争

i 議会に驚くべき権限を与えている

(自治体の法律＝条例、予算、決算、主要な計画、執行権限にも)

ii なぜ議会に権限を与えるのか (住民代表機関＋議事機関)

(二十四の瞳効果＝多様性、12人の怒れる男たち効果＝論点の明確化、合意の可能性、オセロ的発想を脱却する効果＝世論形成)

*驚くべき権限の自覚を！！＝議会改革の起点

議決責任の再確認→説明責任の確認→議員間討議 (問題をえぐり出す、第3の道の発見)

→独善性の排除 (調査研究、住民との意見交換 (議会報告会))

参考 自治法第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

(四～十四 省略 財産の処分、契約など)

十五 その他法律又はこれに基づく政令 (これらに基づく条例を含む。) により議会の権限に属する事項

○2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(3) 議会からの政策サイクル

① 議会からの政策サイクルの意義

② 議会からの政策サイクルの実践

i 住民目線 (⇔執行の論理)

ii 合議体 (⇔縦割り)

iii 少ないし資源 (⇔豊富な財源の人員)

→総合計画、「隙間 (ニッチ)」政策

③ 地域経営のルールと軸

i 地域経営のルール=自治・議会基本条例

ii 地域経営の軸=総合計画

④ 議会からの政策サイクルを踏まえた質問

——人でもできる改革と、議会としての改革——

i 委員会の所管事務調査から

ii 議会報告会等から

4. 質問力を向上させる条件整備

(1) 行政改革の論理 (効率性重視) と議会改革の論理 (地域民主主義の実現)

① 行政改革の論理と議会改革の論理 (資料2)

② 条件を考えるのは現在の議員のためではない (参加のハードルを低くする)

(2) 定数・報酬・政務活動費

① 定数

② 報酬

■ 政務活動費

(3) 新たな議会の議会事務局

① 議会事務局のミッション—住民代表機関としての議会のサポート

② 議会事務局充実の条件整備—議会事務局機能としての把握

i 参考人・公聴会制度の活用

ii 議会アドバイザー (サポーター制度)

iii 附属機関の設置 (三重県議会)

iv 大学との提携 (山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センターと昭和町議会)

要る!

住民の声を聞く

v 専門的知見

vi 議会だより編集を住民に依頼

(4) 議会図書室の充実

① 争点情報の集積

② 公立図書館との連携

むすび

① 議会からの主権者教育（資料3）

② 自治体間連携と議会（資料4）連携事項も質問を！

* 研修・議員ネットワークの重要性

参考：『Q&A 地方議会改革の最前線』（編著、学陽書房、2015 年）、『自治体議会学』（ぎょうせい、2012 年）『地方議会改革』（学陽書房、2011 年）『討議する議会』（公人の友社、2009 年）『地方議会改革マニフェスト』（共著、日本経済新聞社、2009 年）『議会基本条例—北海道栗山町議会の挑戦』（共編著、2008 年）『図解 地方議会改革』（学陽書房、2008 年）『増補版自治を担う議会改革』（イマジン出版、2007 年）、など。

また、江藤俊昭「連載 自治体議会」『ガバナンス』各号。